川曲毘沙門前遺跡

特別養護老人ホーム建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

1998

前橋市埋蔵文化財発掘調査団

序

前橋市は、関東平野の北西に位置し、北に赤城山、西に榛名山と妙義山の上毛三山、市内中央を南北に利根川が流れ、南に広く関東平野の広がる自然にあふれた都市です。

「水と緑と詩の町」として文化を育て、自然を守りつつ発展を続けてきました。

本市の歴史は、現在今から２万８千年前までさかのぼることができます。特に古墳時代には東国の中心地として多くの古墳が造られ、現在も史跡として残されています。

また、この地は火山噴火による被害を多く受けてきた地域でもあります。代表的なものでも４世紀、６世紀、12世紀、18世紀の噴火による被害が記録されています。

前橋市南部・南西部はいまも広く水田が広がる地域でありますが、古代も水田が作られていた地域になります。古代の水田は度重なる火山噴火の灰や軽石に埋もれましたが、そのたびに当時の人々の努力で復旧され、現在に至っています。

川曲毘沙門前遺跡は、前橋市南西の川曲町にあり、周辺は水田が広がっています。特別養護老人ホーム建設に伴い、試掘確認調査を行ったところ平安時代末期の1108年の浅間山の噴火によるＢ軽石で埋もれた水田跡が検出され、保存が困難な地点については、記録保存のための発掘調査を実施しました。

発掘調査につきましては、事業者である社会福祉法人滝川会より調査の各場面での御協力をいただき、調査が円滑に行われましたことを厚く感謝申し上げます。

本報告書が、地域の古代史の解明の一助になれば幸いです。

平成10年11月

前橋市埋蔵文化財発掘調査団
団　長　渡　辺　勝　利

―― 目　　次 ――

序
例　　言
本　　文
Ⅰ 調査に至る経緯 …… 1
Ⅱ 遺跡の位置と環境 …… 1
Ⅲ 発掘調査の方法と経過 …… 3
Ⅳ 基本層序 …… 4
Ⅴ 遺跡の概要 …… 5
Ⅵ まとめ …… 7

挿　　図

Fig. 1　川曲毘沙門前遺跡周辺遺跡図 …… 2
Fig. 2　基本土層図 …… 4
Fig. 3　平安時代水田址・畦畔全体図 …… 9
Fig. 4　畦畔断面図 …… 11
Fig. 5　畦畔断面図 …… 12
Fig. 6　畦畔・土坑断面図 …… 13
Fig. 7　川曲毘沙門前遺跡周辺の現地表条里遺構 …… 14

写　　真

PL. 1　調査区全景 …… 1
PL. 2　畦畔全景 …… 3
PL. 3　水口 …… 3

表

Tab. 1　水田址計測表 …… 5
Tab. 2　畦畔計測表 …… 6
Tab. 3　条里模式図 …… 7
抄　　録

例　　言

1．本報告書は、特別養護老人ホーム建設に伴う川曲毘沙門前遺跡（かわまがりびしゃもんまえいせき）発掘調査報告書である。

2．本遺跡の遺跡コードは10A84である。

3．調査主体は、前橋市埋蔵文化財発掘調査団である。

4．発掘調査の要項は次のとおりである。

調査場所	群馬県前橋市川曲町５３６他
発掘調査期間	平成10年４月17日～平成10年５月27日
整理・報告書作成期間	平成10年５月28日～平成10年11月20日
発掘・整理担当者	林　信也・福田貫之（前橋市埋蔵文化財発掘調査団調査係）

5．本書の原稿執筆・編集は林・福田が行った。

6．発掘調査・整理作業に係った方々は次のとおりである。

赤石忠彦・石原義夫・岩木　操・岸フクエ・渡木秋子・湯浅たま江・湯浅道子

Ⅰ　調査に至る経緯

本遺跡の発掘調査に関して、平成９年11月19日付で社会福祉法人　滝川会　設立代表者　柳井米蔵より川曲町地内の特別養護老人ホーム建設工事に伴う埋蔵文化財試掘調査依頼が前橋市教育委員会に提出された。これを受け、同年12月11日同教育委員会文化財保護課で試掘調査を実施したところ、本調査地は遺跡地であることが判明した。そこで、同依頼者と協議・調整を行い、10年３月24日、同依頼者より同教育委員会あてに本発掘調査の依頼がなされた。同教育委員会が組織する前橋市埋蔵文化財発掘調査団はこれを受諾し、４月17日両者の間で本発掘調査の委託契約を締結、４月27日、現地での発掘調査を開始するに至った。なお、遺跡名称「川曲毘沙門前遺跡」の「毘沙門前」は旧地籍の小字名を採用した。

Ⅱ　遺跡の位置と環境

川曲毘沙門前遺跡は、約24000年前に浅間山の爆発によって引き起こされた火山泥流堆積物とそれを被覆するローム層（水成）から成り立つ前橋台地上に立地している。本遺跡が所在する前橋市川曲町５３６他は、利根川の右岸に位置し、群馬県庁から直線距離で約４㎞ほど離れた同市の南西部にある。本遺跡の北東150ｍには滝川が、西方約１㎞には染谷川が南流している。付近の標高は約92～93ｍで北西から南東にかけて緩やかに傾斜している。周辺は水田に囲まれており、のどかな田園風景の中に耕作を営む人々の姿を多く見受けることができる。

しかし、一方、遺跡のすぐ南は高崎市（京目町）との境界にあたっており、約250ｍ北に県道井野停車場線、約１㎞南には関越自動車道高崎インターチェンジと交差する県道高崎・駒形線が東西に走り、往来の交通量も相当なものである。また、周囲には高等学校、短大など学校施設が建ち並ぶ中、大利根団地の南西部として宅地開発が推し進められつつある。

本遺跡付近には、日高遺跡をはじめ勝呂遺跡、箱田境遺跡、前箱田遺跡、西島遺跡、柳橋遺跡、稲荷遺跡等の浅間Ｂ軽石層下から水田址が検出された遺跡が数多く認められる。これらの中には条里制の坪を形成する一町間隔の大畦畔が確認された遺跡もあり、当時、本遺跡周辺に広く条里制に基づく水田耕作が展開されていたことをうかがわせる。

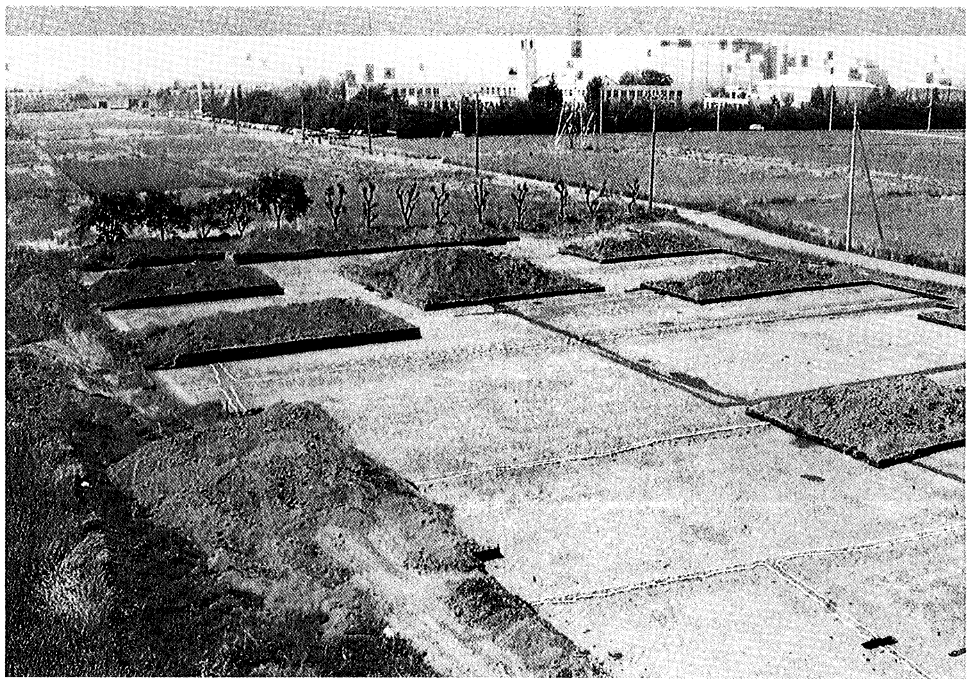

ＰＬ．１　調査区全景（北東より）

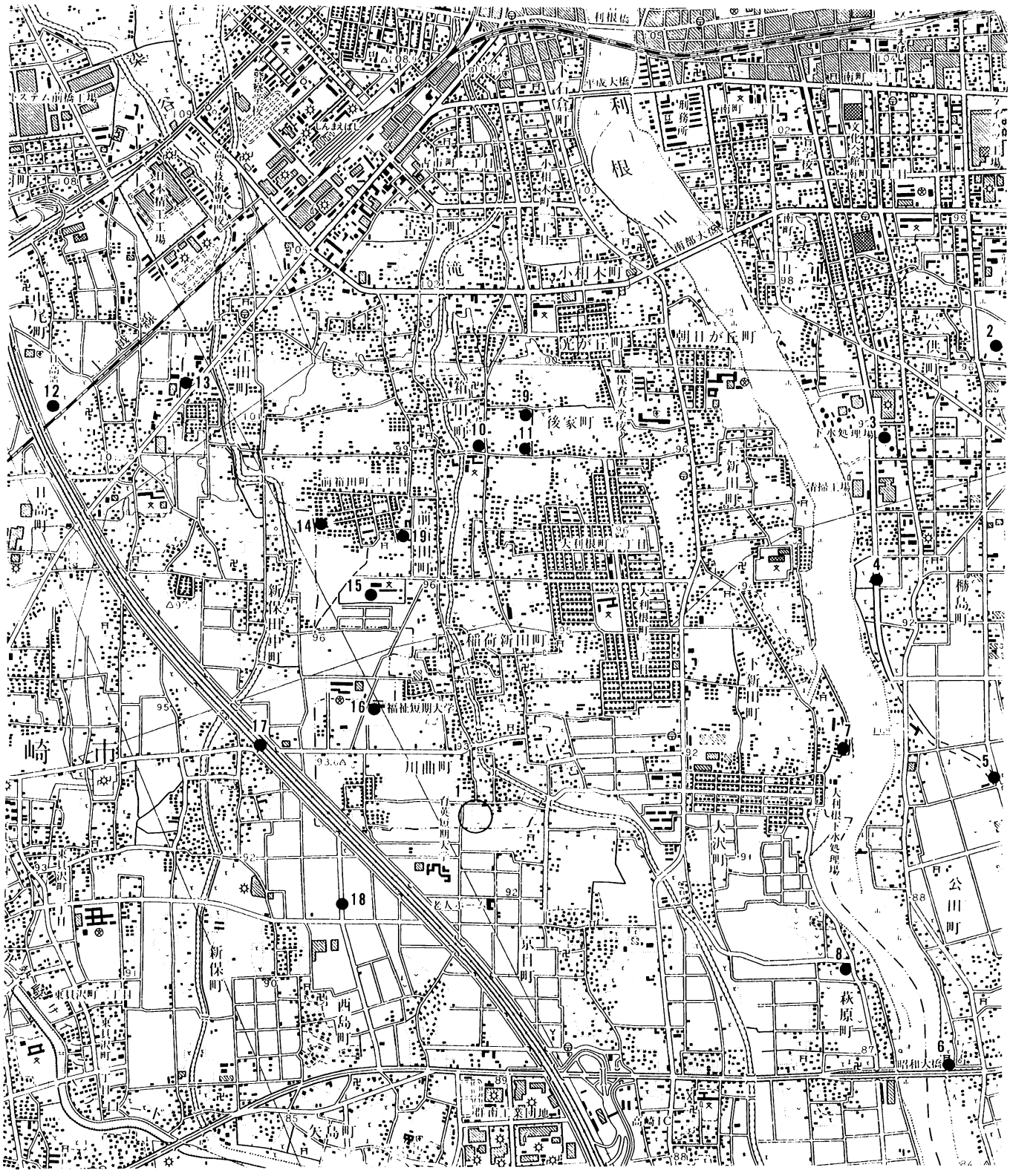

1 川曲毘沙門前遺跡	2 六供下堂木Ⅱ遺跡	3 中大門遺跡	4 棚島川端遺跡
5 公田東遺跡	6 浅間神社古墳	7 下新田遺跡	8 萩原団地遺跡
9 五反田遺跡	10 村前遺跡	11 五反田Ⅱ遺跡	12 日高遺跡
13 勝呂遺跡	14 箱田境遺跡	15 前箱田遺跡	16 柳橋遺跡
17 神保遺跡	18 西島遺跡群	19 稲荷遺跡	

Fig. 1 川曲毘沙門前遺跡周辺遺跡図

Ⅲ　発掘調査の方法と経過

1　方　　法

委託された調査箇所は、敷地面積のうちの建物部分で、総面積は２か所の中庭部分を除いた2,630㎡である。グリッドについては、４ｍピッチで西から東へＸ１、Ｘ２、Ｘ３……、北から南へＹ１、Ｙ２、Ｙ３……で表し、グリッドの呼称は北西杭の名称を使用した。なお、Ｘ23・Ｙ12の国家座標は、第Ⅸ系のＸ＝38952.000ｍ、Ｙ＝－6980.000ｍである。また調査は南側から表土掘削、遺構確認、杭打ち、遺構掘り下げ、遺構精査、全景写真、遺跡全体測量の順に行った。図面作成は平板・簡易遣り方測量で行い、主要な畦畔の断面等はスケール１/20で、遺構全体図は１/100で作成した。

2　経　　過

平成10年４月27日、調査区南側西端より重機（バックフォー0.4㎥）による表土掘削を開始した。現耕作土を25～65㎝掘り下げたところで、層厚平均８㎝の浅間Ｂ軽石（As－B：1108年降下）、その直下に平安時代の水田耕作遺構面が現れた。約１週間で表土掘削を終え、続いて鋤簾、移植ごてによる遺構精査に着手した。樹木の移植跡など多少のカクラン部分は見られたものの、遺構の残存状況は比較的良好で作業は順調に捗った。

５月下旬に入るころには、南北５本、東西９本の畦畔とそれらから構成される16枚の水田面及び土坑２基を確認することができた。そして、５月22日にハイライダーによる遺跡全景写真撮影を実施した。調査区南西部深堀の土層からは、他に遺構面と見られる部分は特に確認できなかったため、測量・図面作成完了後の５月27日に現地での全調査を終了するに至った。

その後、平成10年５月28日から城南収蔵庫において報告書作成に向けての整理作業を行い、11月20日すべての作業を終了する運びとなった。

ＰＬ．２　畦畔全景（北より）

ＰＬ．３　水口（北より）

Ⅳ 基 本 層 序

本遺跡の基本層序は調査区南面で観察した。層序は場所により堆積状況の差異はあるが基本的にFig. 2に示した通りである。遺構は表土から約35cmのところに堆積する浅間B軽石に覆われた層から検出された。

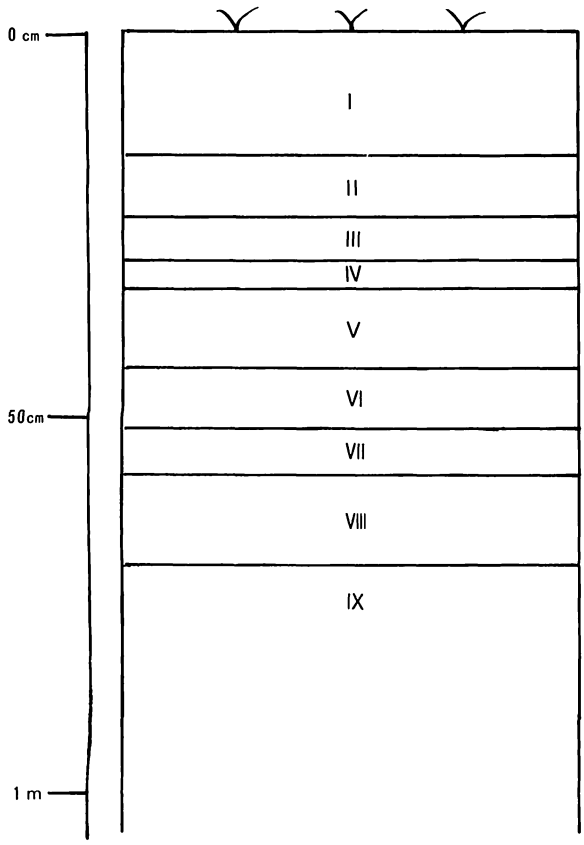

Ⅰ．暗灰色土層。　現水田耕作土。

Ⅱ．明赤褐色砂質土層。

Ⅲ．As－B純層。

Ⅳ．As－B鉄分凝集層。

Ⅴ．黒褐色粘質土層。　平安時代水田確認層。

Ⅵ．褐灰色粘土質層。　6世紀初頭の榛名二ツ岳火山灰（Hr－FA）を若干含む。

Ⅶ．灰色砂質土層。　4世紀中頃の浅間C軽石が主体。

Ⅷ．暗灰色粘質土層。　橙褐色の鉄分沈殿混入。

Ⅸ．灰白粘質土層。

Fig. 2　基本土層図

V　遺跡の概要

川曲毘沙門前遺跡では平安時代末期の浅間山噴火（天仁元年・1108年）に伴う軽石（As－B軽石）で埋没した水田址が確認された。水田遺構面は現耕作土下の約20～65cmにあり、良好な所で約20cmのAs－B軽石純層により覆われていた。

調査区からは東西と南北に伸びる畦畔とそれらに囲まれた水田区画が検出された。検出された畦畔は東西方向が９本、南北畦畔が５本の計14本であり、構造は東西畦畔が下幅50～60cm、上幅21～37cm、水田面からの比高２～８cm、東の正方位に対して０～７°であり、南北畦畔が下幅45～73cm、上幅18～46cm、水田面からの高さ２～６cm、北の正方位に対して４～６°と若干の違いがみられた。また、畦畔番号８については調査区西側から22.5m付近より南側に別れている畦畔が確認された。これを畦畔の作り替えと判断し、残りのよいほうを新、悪いほうを旧とした。水口は、畦畔番号１と14から１箇所づつ検出された。

水田址は16区画が検出され、四方を畦畔で囲まれた水田区画は水田番号３のみである。本遺跡の水田区画は、３の区画が長方形であることや畦畔の走行、畦畔の形態などから長方形であると推測される。また、北西の角の標高92.05mを最高地点として南東の角の標高91.75mを最低地点とする約30cmの比高差を測ることができ、北西から南東にかけて約3.57/1000の勾配であることが確認された。

調査区南西から土坑が２基検出され、そのうち１基からは半載された石が出土した。また、土器数点が収集されたが、その多くは後世の流れ込みによるものとみられる。

Tab. 1　水田址計測表

番号	グリッド	面積	東畦	西畦	南畦	北畦	標高 m				備考
		m²	m	m	m	m	NW	NE	SW	SE	水口
1	X20～27, Y1～2	(88.72)	－	－	(27.12)	－	－	－	－	－	S－1
2	X25～27, Y2～5	(80.24)	－	11.50	(8.04)	(6.48)	92.02	－	92.04	－	
3	X21～25, Y2～5	179.48	11.38	9.78	17.78	17.88	92.04	92.04	92.03	92.02	
4	X17～21, Y2～4	(109.64)	9.74	－	(14.82)	(2.86)	－	92.05	－	92.05	
5	X21～27, Y5～8	(223.96)	－	(6.24)	(16.54)	(25.68)	92.04	－	－	－	
6	X17～20, Y2～8	(161.22)	(6.17)	－	(12.44)	(14.85)	－	92.02	－	－	
7	X15～27, Y8～12	(639.74)	(5.52)	－	(47.82)	(28.98)	－	－	－	91.93	
8	X27～28, Y10～12	(5.27)	－	(5.45)	(2.34)	－	－	－	91.91	－	
9	X27～28, Y12～13	(7.73)	－	(4.36)	－	(2.32)	91.91	－	－	－	
10	X15～27, Y12～14	(300.56)	(4.37)	－	(20.08)	(47.82)	－	91.92	－	－	
11	X25～28, Y14～17	(103.86)	－	(8.87)	(8.35)	－	－	－	91.88	－	
12	X15～25, Y14～17	(215.17)	(8.85)	－	(24.52)	(20.08)	－	－	－	91.87	
13	X27～28, Y18～19	(4.61)	－	(1.84)	(2.70)	－	－	－	91.82	－	S－1
14	X15～27, Y16～19	(145.31)	(1.90)	－	(33.32)	(32.72)	－	－	－	91.81	
15	X27～28, Y19～21	(35.47)	－	(7.92)	－	(2.70)	91.81	－	－	－	
16	X16～27, Y18～21	(331.84)	(7.92)	－	－	(33.32)	－	91.81	－	－	

註）表の記載は以下の基準で行った。

①水田面積の算出については１/100の図面上でプラニメーター（ローラー極式・レンズ式）による３回計測の平均値を使用した。なお、小数点以下３桁は四捨五入した。

②水田の面積の単位は㎡、各畦畔の長さはm、確認値は（　）で示した。

Tab. 2 畦畔計測表

番号	グリッド	上幅	下幅	畦畔の高さ cm				方向	備考
		cm	cm	N	S	E	W		
1	X 20～27, Y 2	37	58	4	5	－	－	N－90°－E	
2	X 25 , Y 2 ～ 5	24	45	－	－	6	5	N－ 6 °－E	
3	X 20～21, Y 2 ～ 6	26	47	－	－	5	3	N－ 4 °－E	途中不明
4	X 17～27, Y 4 ～ 5	29	56	5	6	－	－	N－97°－E	
5	X 22～27, Y 8	28	50	5	8	－	－	N－92°－E	途中不明
6	X 17～20, Y 7 ～ 8	27	57	4	6	－	－	N－92°－E	途中不明
7	X 27 , Y 10～13	46	73	－	－	4	2	N－ 5 °－E	
8	X 15～28, Y 11～12	39	60	3	4	－	－	N－90°－E	新
8′	X 15～28, Y 11～12	23	46	2	3	－	－	N－94°－E	旧
9	X 19～24, Y 14	27	58	4	5	－	－	N－92°－E	
10	X 25 , Y 16～17	18	49	－	－	2	3	N－ 4 °－E	
11	X 24～27, Y 16～17	23	59	3	6	－	－	N－94°－E	途中不明
12	X 15～20, Y 16～17	21	47	4	6	－	－	N－93°－E	途中不明
13	X 27 , Y 19～21	28	55	－	－	5	4	N－ 4 °－E	途中不明
14	X 19～28, Y 18～19	30	58	3	4	－	－	N－93°－E	

註）表の記載は以下の基準で行なった。

①各項目は 1 /100の図面上で畦畔の芯々間を計測し算出した。

②上幅、下幅、高さについてはそれぞれの平均値である。

Ⅵ まとめ

川曲毘沙門前遺跡の所在する前橋台地周辺は、1970年代から1980年代にかけて、上越新幹線や関越自動車道の建設、あるいはそれに関連する開発事業に伴い、高崎市などを中心に大規模な古代水田址の発掘調査が盛んに行われてきた地域である。大八木遺跡や日高遺跡をはじめとする調査の成果が、県内の古代水田址研究を確立させたといってもよいだろう。これら一連の調査研究の進展により、特にAs－B（浅間Ｂ軽石：1108年）によって埋没した水田址は条里制に基づくものとする見方が定着した。近年調査の行われた柳橋遺跡、稲荷遺跡においても、条里制に起因すると推定される区割、またはその一部が検出されている。As－B下水田址が検出された本遺跡においても、この条里制との関連性を追究していくことが、その調査成果を語る上での主たる課題となるであろう。

川曲毘沙門前遺跡から検出された水田址は、平安時代末期（天仁元年：1108年）、浅間山噴火の際に降りそそいだAs－Bによって埋没していた。現在、平安時代の水田址は645年の大化の改新以降推進された律令制に基づく土地制度下にあったものと考えられている。この土地制度が条里制であり、その基本的なあり方はTab.３に示したとおりである。As－B下水田址の発掘においては、この中で特に１町（約109ｍ）方格の面積（１坪）を構成する大畦畔（坪境畦畔）とその交点（坪交点・条里交点）の検出が条里水田であるか否かの指標とされてきた。

今回の発掘調査では、調査範囲が建物部分に限られたこともあり、指標となる大畦畔の検出には至らなかった。しかし、各水田を区画する畦畔はほぼ東西・南北に走行し、互いに直交する規則性を維持していること、また水田の形状もすべて東西に長辺をもつ長方形であることなどから、条里制に起因する一定の規格性をもつものと考えられる。

そこで、次に本遺跡における条里水田としての可能性を周辺の発掘条里交点の位置及び現地表条里遺構に照らして考えてみたい。

本遺跡の所在する前橋台地周辺は、律令制度の下、元総社を中心とする国府の南に広がる水田地帯として機能していた地域である。実際、本遺跡から南へ１km足らずの西島遺跡群や北西へ約2.5kmの日高遺跡などでは、数箇所にわたり条里交点が検出されている。こうした個々の発掘調査をもとに、空撮写真などにより視認できる現代の地割に認められる条里地割の名残りを加味して、前橋台地に広がる条里遺構を復元しようとする試みが行われてきた。

そうした試みの一つに「高崎市の発掘条里交点と現地表条里遺構」がある（註１）。これをもとに本遺跡と本遺跡の最も近い条里遺構である西島遺跡との距離を坪数で数えると、本遺跡が所属する坪は、西島遺跡の最北端の坪交点（付図では⑩）を北西の角にもつ坪から数えて北へ３坪、東へ５坪の位置にあると推定できる（註２）。

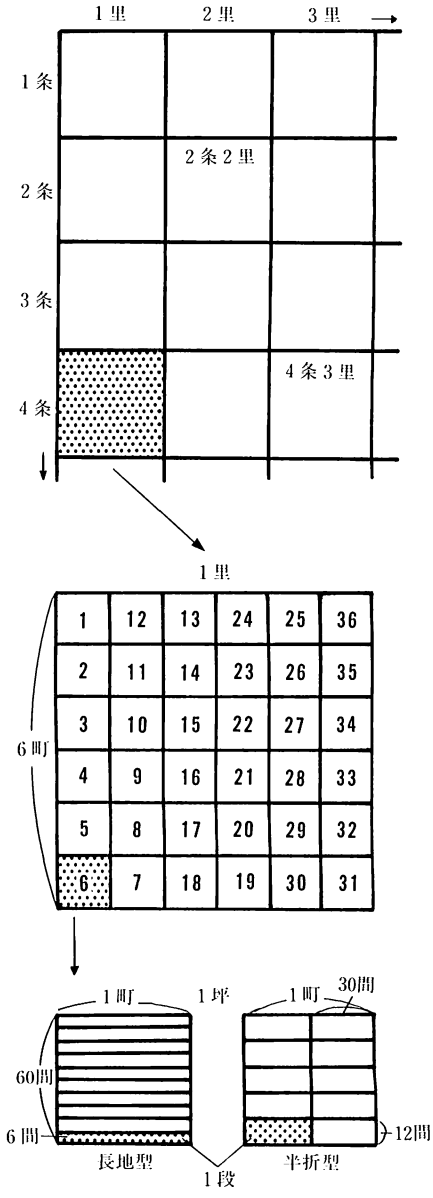

Tab.３　条里模式図

Tab.３　条里模式図にみられるように律令制下の条里は、短辺が６間（約10.8ｍ）で長辺が60間の長方形の耕地片10枚を長辺を接して並べた長地型と短辺が12間（約21.6ｍ）で長辺が30間の長方形の耕地片を長辺を接して５枚並べ、さらにそれを２つ短辺を接して

並べる半折型の２種類ある。本調査区は東西約50ｍ、南北約80ｍと１町方格内に入るため、本遺跡の区画は長地型と半折型のいずれにあたるか考察してみたい。

本遺跡の南は前橋市と高崎市の市境界線、北と西には道路がある。東は判然としないが南北に延びる道路の延長に水田の畦畔がある。北と南は前述の「高崎市の発掘条里交点と現地表条里遺構」により坪境が判明しており、東の水田畦畔と西の道路をかつての坪境と想定すると、畦畔７と８の交点から西へ約54ｍに道路があり、東へ約56ｍに水田畦畔がある。畦畔７と８の交点を中心に東西を足すと約110ｍとなり、１町（約109ｍ）とほぼ等しい数値を得ることができる。このことから本遺跡の水田址は、畦畔７と13を中心とする畦畔１から北（約23ｍ）、畦畔１～５（約22ｍ）、畦畔５～８（約16.5ｍ）、畦畔８～11（約19.5ｍ）、畦畔11から南（約24.5ｍ）の半折型の傾向をもつものと考えられる。また、各畦畔の方向を平均するとＮ－90°－Ｅとなり（註３）、ほぼ東西を基準にした区画を想定することができる。

畦畔７と13は同一のものとみられ、畦畔10は本来畦畔７と13の延長上にあるべきものだが、作り替えられ現位置にあると考えられる。その想定を前提とすると、南北に走行する畦畔２と３は便宜的に東西区割りを示すための補助的なものと考えられる。このことは畦畔２と３、及び畦畔７と10と13の形態の違いからも明らかである。すなわち、前者の上幅は平均25㎝に対し後者は平均30.6㎝、同様に下幅の平均46㎝に対し平均59㎝と若干の違いがみられ、後者の方がしっかりとした造りである。平坦な水田面を維持する必要性から仕切られたのではないかと推測される。

畦畔10と同様に畦畔８′も畦畔８に作り替えられたと考えられる。本来は計画的であろう畦畔が作り替えられていることから、耕作の開始時期は不明だが本遺跡の水田は長期間にわたり耕作されたようである。

調査区からは配水をうかがわせる用水路や溝は検出されなかったが、本遺跡の北東約150ｍに滝川があり、そこを取水源としていた可能性が高い。また、畦畔１と14からは水口が検出されたが、他の畦畔からは検出されなかった。懸け流しの方法が取られていたのであろう。

条里制の地割りは、畿内を中心として、全国の沖積平野のほとんどの地域にいまなお残存し、地表にあざやかな景観をとどめている。近年では、10世紀後半から末になると水田だけでなく集落も条里制の地割りに規制されるようになり、現代の農村景観を規定している条里地割りが完成したと考えられている（註４）。条里制地割りは後世の都市道路計画にまで影響を及ぼし、今日の道路や水田の畦畔にまで踏襲され、その名残をとどめている。

今回の調査では、本遺跡を条里地割りと確定するには至らなかったが、これまで述べた通り、その形状、周辺地域の現況からその可能性は高いといえる。今後の周辺地域の調査の進展により、本遺跡を含めた地域における条里制にかかわる解明がなされていくことを期待し結びとしたい。

（註１）　『群馬県史』　通史編２　付図８　1991、5

（註２）　実線は「高崎市の発掘条里交点と現地表条里遺構」によった。なお、点線はそこから推測される１町を単位とするラインである。

（註３）　新旧畦畔８および８′については新畦畔８の数値を採った。

（註４）　広瀬和雄　「条里制」　『考古学による日本歴史』16　1996、5

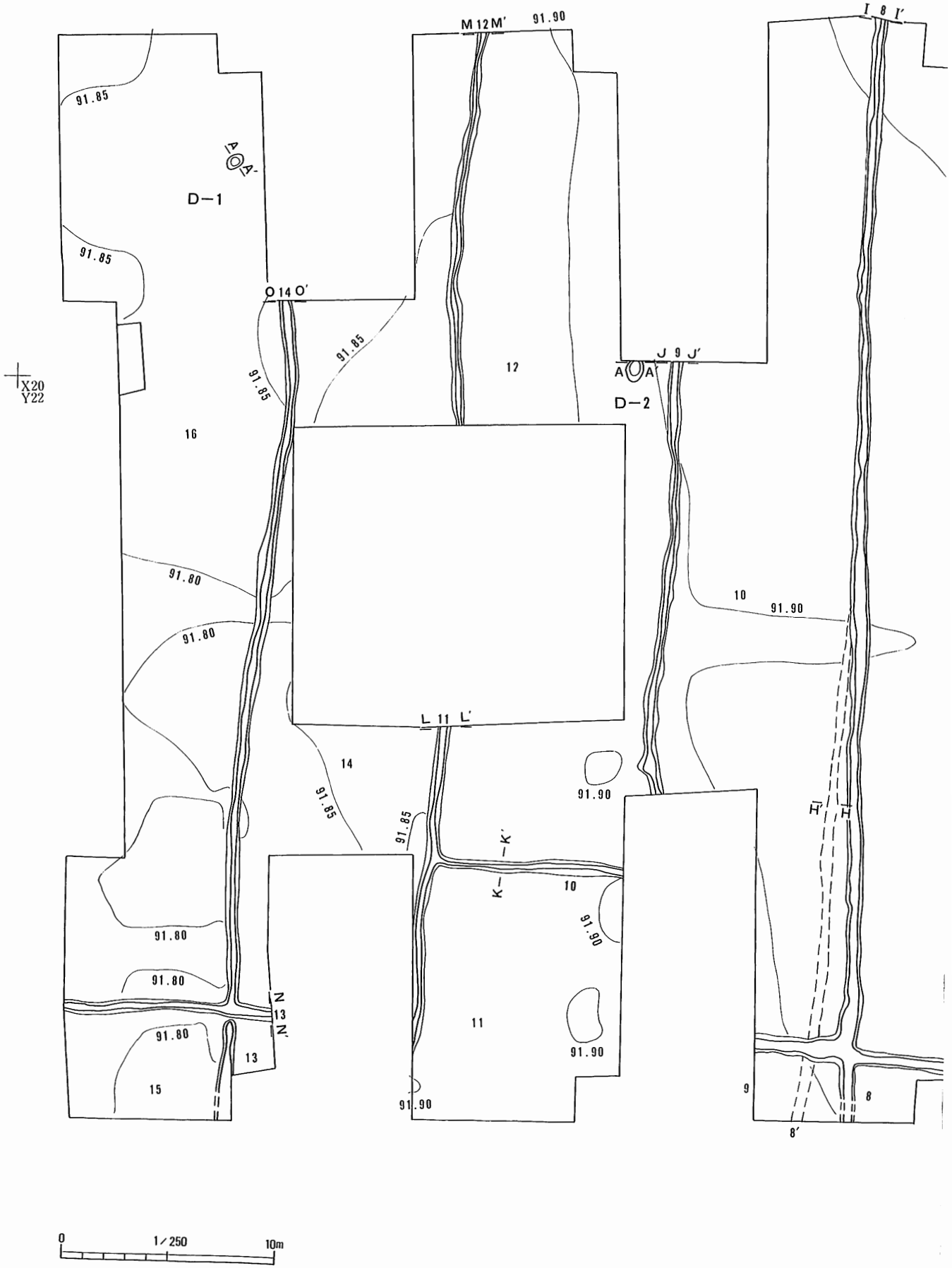
D−1
D−2
X20
Y22
M 12 M′
O 14 O′
L 11 L′
J 9 J′
I 8 I′
K
K′
N
N′
A
A′
H
H′
91.85
91.80
91.90
0
1/250
10m

Fig. 3 平安時代水

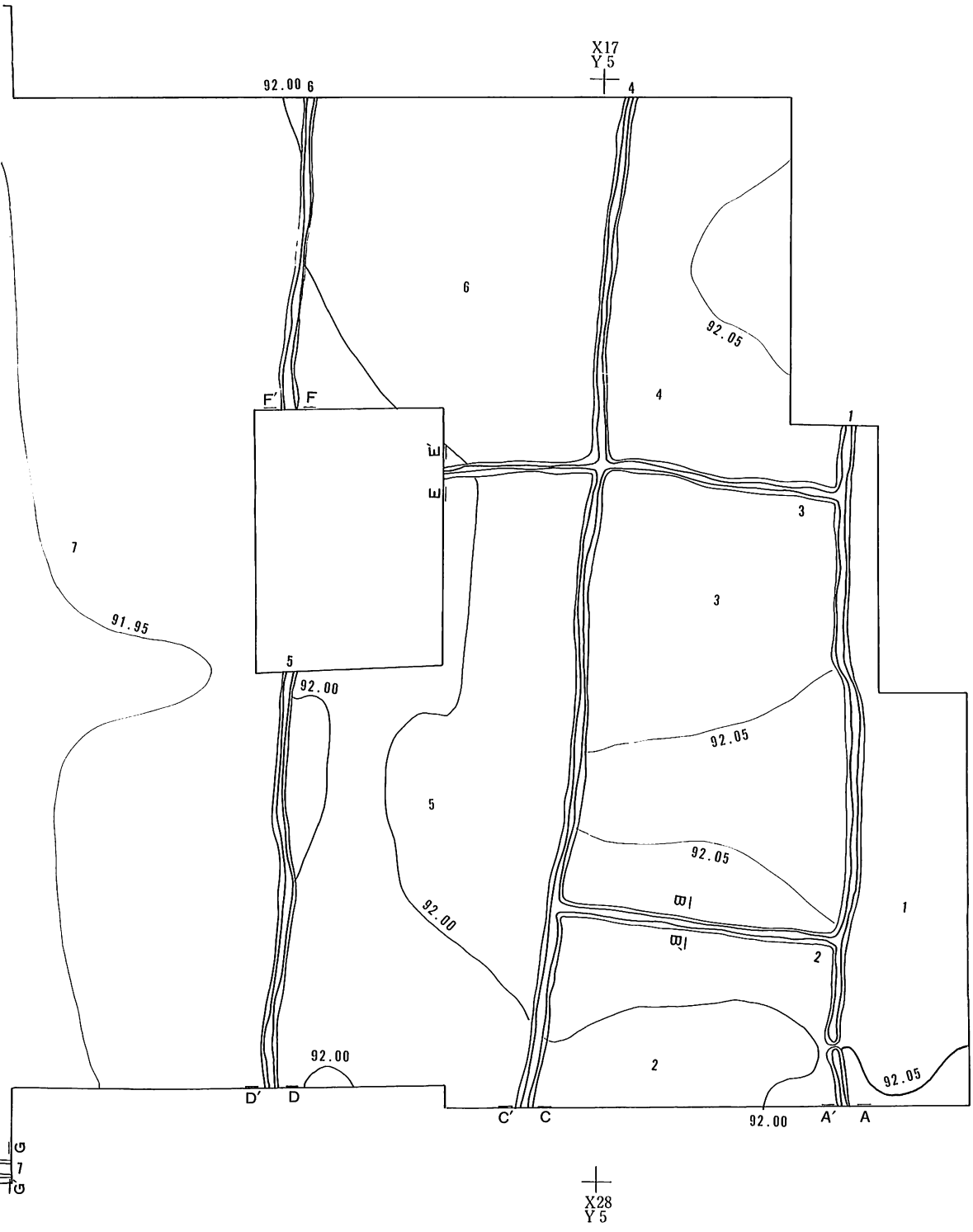
X17
Y 5
92.00
6
4
6
92.05
4
F′
F
1
E
E
3
7
3
91.95
5
92.00
92.05
5
92.05
92.00
1
1
2
92.00
2
92.05
D′
D
C′
C
92.00
A′
A
G
7
G
X28
Y 5

址・畦畔全体図

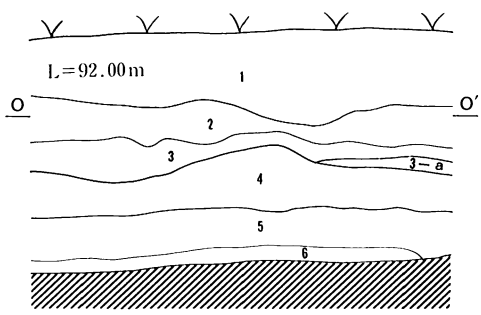

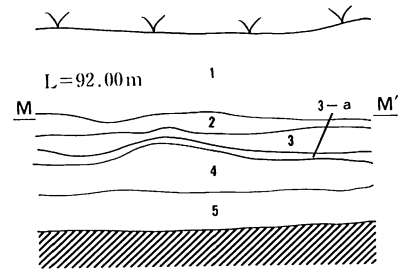

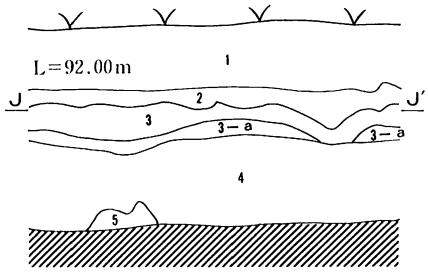

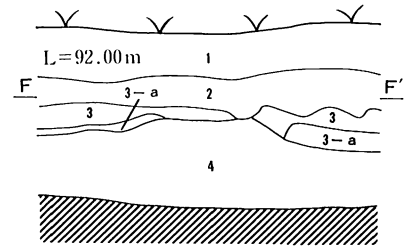

1．	耕作土	細砂	締まり△	粘性×	
2．	明赤褐色	細砂	締まり○	粘性△	
3．	As－B純層	粗砂	締まり△	粘性△	
3-a．	As－B鉄分凝集層	粗砂	締まり△	粘性△	
4．	黒褐色粘質土層	微砂	締まり○	粘性◎	
5．	褐灰色粘質土層	微砂	締まり○	粘性◎	スジ状の明褐色を含む
6．	黒褐色粘質土層	微砂	締まり○	粘性◎	As－Cを30%含む

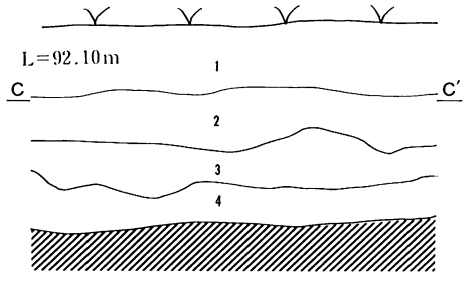

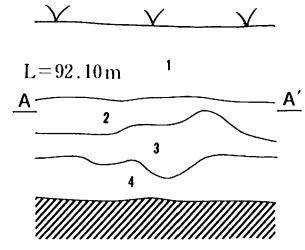

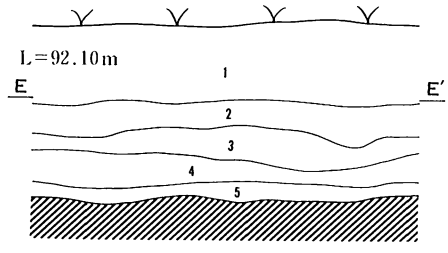

1．	耕作土	細砂	締まり△	粘性×	
2．	明赤褐色	細砂	締まり○	粘性△	As－Bを30%含む
3．	黒褐色粘質土層	微砂	締まり○	粘性◎	
4．	褐灰色粘質土層	微砂	締まり○	粘性◎	スジ状の明褐色を含む
5．	黒褐色粘質土層	微砂	締まり○	粘性◎	As－Cを30%含む

0　1/20　10cm

Fig. 4　畦畔断面図

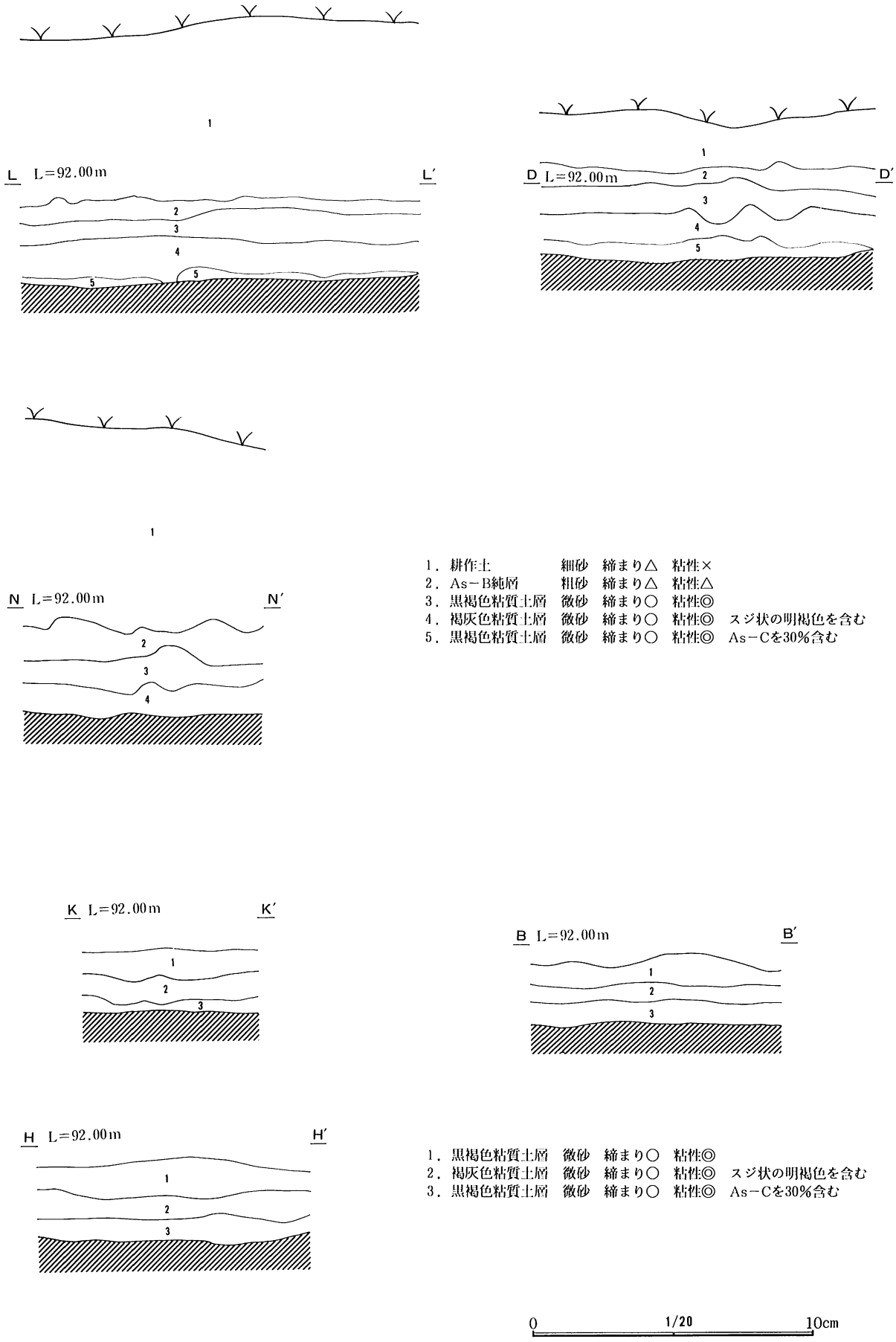
L L=92.00m L′
D L=92.00m D′
N L=92.00m N′
K L=92.00m K′
B L=92.00m B′
H L=92.00m H′
1．耕作土　細砂　締まり△　粘性×
2．As－B純層　粗砂　締まり△　粘性△
3．黒褐色粘質土層　微砂　締まり○　粘性◎
4．褐灰色粘質土層　微砂　締まり○　粘性◎　スジ状の明褐色を含む
5．黒褐色粘質土層　微砂　締まり○　粘性◎　As－Cを30％含む
1．黒褐色粘質土層　微砂　締まり○　粘性◎
2．褐灰色粘質土層　微砂　締まり○　粘性◎　スジ状の明褐色を含む
3．黒褐色粘質土層　微砂　締まり○　粘性◎　As－Cを30％含む
0　1/20　10cm

Fig. 5　畦畔断面図

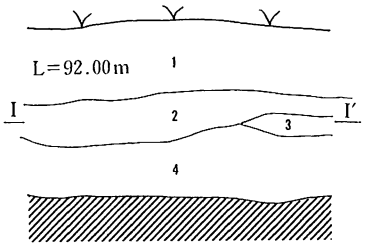

1．耕作土　細砂　締まり○　粘性△
2．明赤褐色　細砂　締まり◎　粘性△
3．As－B純層　粗砂　締まり△　粘性△
4．黒褐色粘質土層　微砂　締まり○　粘性◎

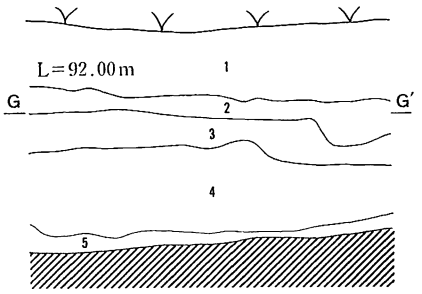

1．耕作土　細砂　締まり○　粘性△
2．黄褐色土層　細砂　締まり△　粘性△
3．明赤褐色　細砂　締まり◎　粘性△　As－Bを30％含む
4．黒褐色粘質土層　微砂　締まり○　粘性◎
5．褐灰色粘質土層　微砂　締まり○　粘性◎　スジ状の明褐色を含む

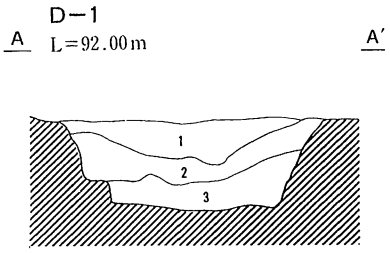

1．暗灰色土層　微砂　締まり△　粘性△　As－Bを多量に含む
2．As－B鉄分凝集層　粗砂　締まり△　粘性△
3．黒褐色土層　微砂　締まり◎　粘性○

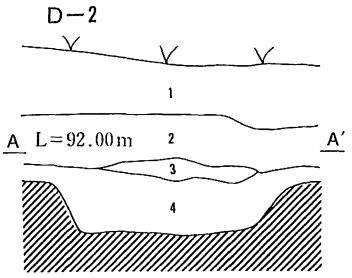

1．耕作土　細砂　締まり○　粘性△
2．明褐色土層　細砂　締まり△　粘性◎
3．赤褐色土層　細砂　締まり○　粘性○
4．暗青灰土層　微砂　締まり○　粘性△　As－Bを含む

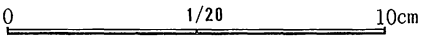

Fig. 6　畦畔・土坑断面図

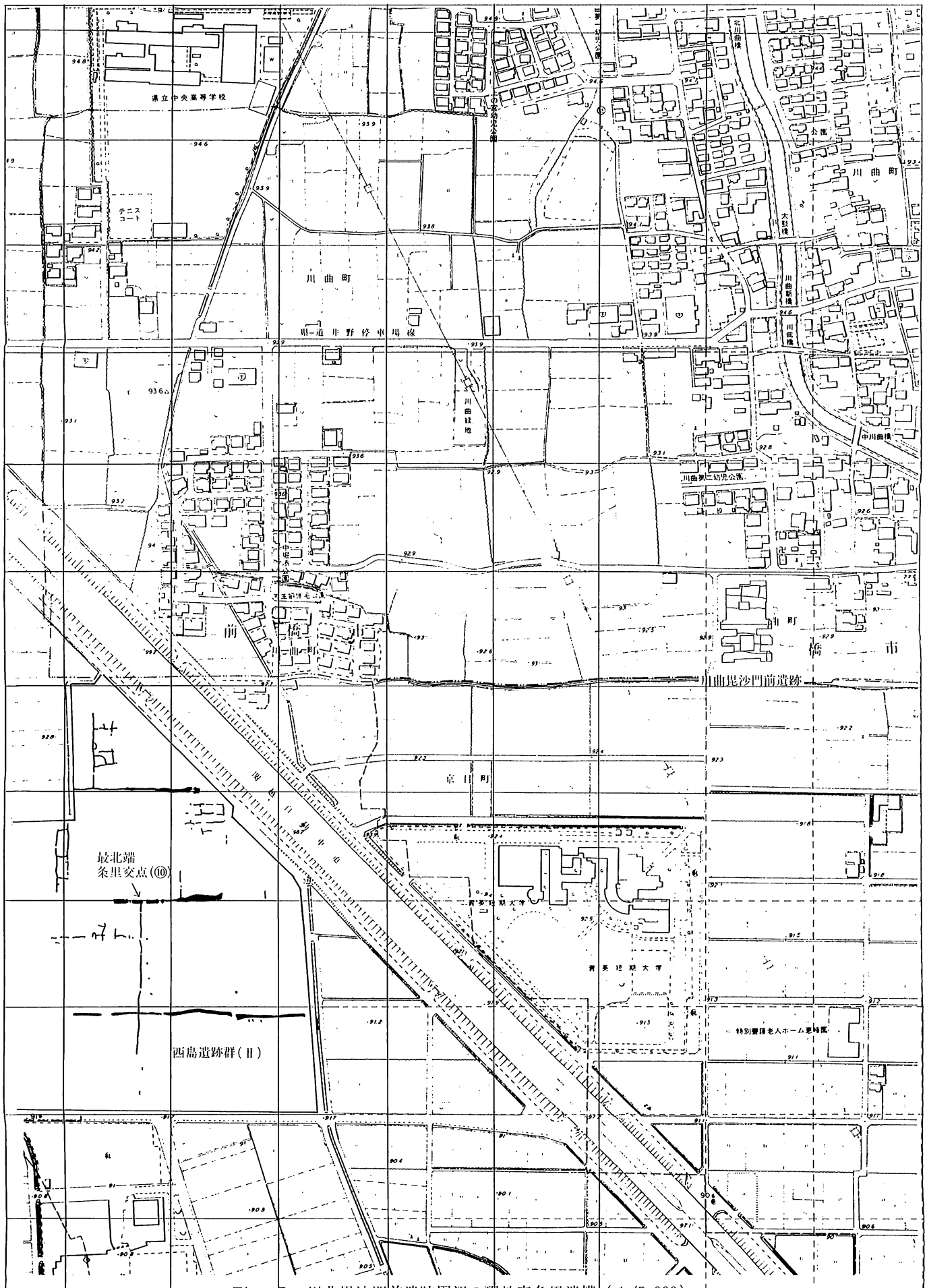

Fig. 7　川曲畏沙門前遺跡周辺の現地表条里遺構（1/5,000）

抄　　録

フリガナ	カワマガリビシャモンマエイセキ
書名	川曲毘沙門前遺跡
副書名	特別養護老人ホーム建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書
巻次	
シリーズ名	
シリーズ番号	
編著者名	林　信也・福田貫之
編集機関	前橋市埋蔵文化財発掘調査団
編集期間所在地	〒371－0007　群馬県前橋市上泉町664－4
発行年月日	西暦1998年11月20日

フリガナ 所収遺物名	フリガナ 所在地	コード		位置		調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号	北緯	東経			
カワマガリビシャモンマエ 川曲毘沙門前	マエバシシカワマガリマチ 前橋市川曲町	10201	10A84	36°20′54″	139°03′19″	19980417 19980527	2,630㎡	特別養護老人ホーム建設

川曲毘沙前遺跡

1998年11月13日　印　刷
1998年11月20日　発　行
編集発行　前橋市埋蔵文化財発掘調査団
前橋市上泉町664－4
TEL　027－231－9531
印　刷　株式会社　開文社印刷所
前橋市大手町三丁目18－7